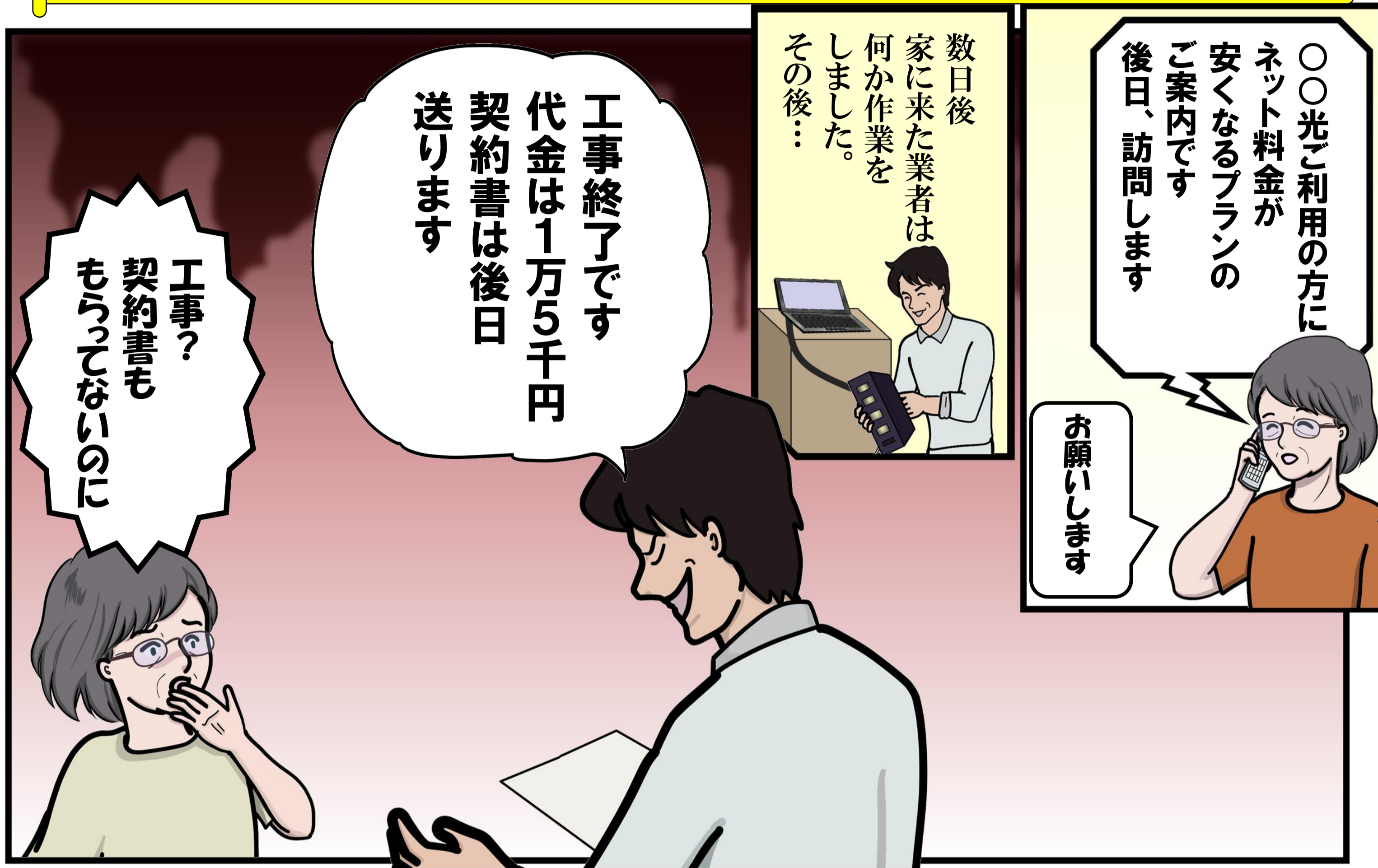


「ネット料金が安くなります」の勧誘電話にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎大手電話会社であるかのように名乗る業者や「今のサービスが終了する」などと偽って電話で勧誘する業者もあります。
- ◎契約書面を受け取ってから8日間は「初期契約解除」ができますが、工事代金や事務手数料、利用料などがかかることがあります。（通信契約はクーリング・オフができません）

対処方法

- ◆通信サービスの契約内容は複雑です。契約を変更する場合は通信料金だけでなく、オプションサービスや解約料金などをよく確認し、家族や周囲の人に相談するなどして慎重に行いましょう。
- ◆電話の説明だけで安易に返事をするのは止めましょう。

和歌山市消費生活センター

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地 市役所庁内2F市民生活課内

073-435-1188

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。